

「赤い羽根まちづくり福祉活動助成事業」実施要綱

備前市共同募金委員会

1 目的

「誰もが健やかに住み慣れた場所で暮らし続けられる地域づくり」の実現に向けた地域福祉活動を実施している中で、今後も多様な団体と連携・協働し、地域福祉課題の解決に取り組むことが求められている。

備前のまちを良くするには、地域福祉課題の解決に向けた自主的かつ公益性のある事業に助成を行い、住民主体の支えあい・助け合い活動が広がり、地域のつながりと地域福祉の向上を目的に実施する。

2 事業実施内容

(1) 対象団体

備前市内において、住民の支え合い活動や地域福祉課題の解決に向けた活動に取り組む住民組織・ボランティア団体・NPO法人など、下記の要件をすべて満たすものとします。

※ただし、1年以上継続した活動を実施している団体。

- ①備前市内に活動の拠点を置いていること
- ②継続した活動が期待できること
- ③団体の運営が民間性、自主性、公益性を有すること
- ④会則・事業計画が明示され、予算・決算等の財務状況が明らかであること

(2) 対象事業(地域福祉課題の解決に向けた活動)

- ①地域での見守りや支え合い事業に関する取り組み
- ②ふれあい・いきいきサロン事業に関する取り組み
- ③子ども・子育て支援事業に関する取り組み(学習支援や子ども食堂等)
- ④ひきこもり支援事業に関する取り組み
- ⑤防災・減災に関する取り組み(福祉に特化した住民主体の活動)
- ⑥その他、委員会において必要と認めた取り組み

(3) 対象となる経費

上記事業を達成するために必要な経費

ただし、人件費、旅行に要する経費、役員会・総会・会報発行など、施設や団体の運営に要する一般的経費は対象となりません

3 助成金限度額

1団体10万円以内を助成の上限とし、団体の活動に着目した助成限度額を設定する。

4 助成期間

令和7年2月末まで(報告書の提出が必要)

5 申請方法

本所・各支所にて申請書を受け取り、所定の様式により、助成申請書に必要な事項を記入・添付のうえ、備前市共同募金委員会(備前市社協)の本所または各支所へ提出してください。

6 申請期間

10月31日まで

7 助成選考・決定

- ①選考は、補助金等交付委員会によって行い、助成の可否及び助成金額を決定する。
- ②選考の結果、助成出来ないことや、助成額が減額されることがあります。
- ③選考結果の通知は、12月初旬までに決定通知により申請者に通知を行います。
- ④申請多数の場合、要件を満たし、かつ適切な活動内容であっても、助成対象とならない場合があります。

8 実施報告

助成を受けたグループ・団体は、助成事業終了後、翌年2月末日までに活動実施報告書を提出すること。

9 その他

- ①助成決定後、申請内容の活動が出来なくなり、助成額の変更が必要な場合等は、速やかにご連絡ください。
- ②赤い羽根共同募金を活用した助成事業であることを必ず周知すること。
- ③過去に本事業の助成を受けた団体は、申請年度を含む3年間は申請できません。
- ④申請内容以外に使用した場合及び、助成金が余った場合は返還を命ずることがあります。

附則 この要綱は、平成26年4月1日より施行する。

2 この要綱の改正は、平成26年10月1日より施行する。

3 この要綱の改正は、平成27年4月1日より施行する。

4 この要綱の改正は、平成30年4月1日より施行する。

5 この要綱の改正は、令和6年4月1日より施行する。